

(第五十八条第六項関係)

要措置区域解除台帳

栃木県

整理番号	平-29-1	指定年月日・指定番号	平成29(2017)年4月28日 要-13	所在地	下野市柴字丸野266番1及び266番17の各一部		
調製・訂正年月日	・平成29(2017)年4月28日指定及び指定台帳の調製 ・平成30(2018)年10月9日解除、指定台帳から消除及び解除台帳の調製						
要措置区域の概況	ごみ焼却場跡地			面積	200 m ²		
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)				有	無		
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあっては、その旨	法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域である。						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	-						
要措置区域内の 土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	平成29(2017)年 2月17日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		国際航業(株)	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変 更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法	
	平成29(2017)年 9月27日	平成30(2018)年 2月8日	土壌汚染の除去	小山広域保健衛生組合	有・無	分別等	
					有・無		
					有・無		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

位置図 S=1:50,000

下野市柴地内



下野市

申請地

小山市

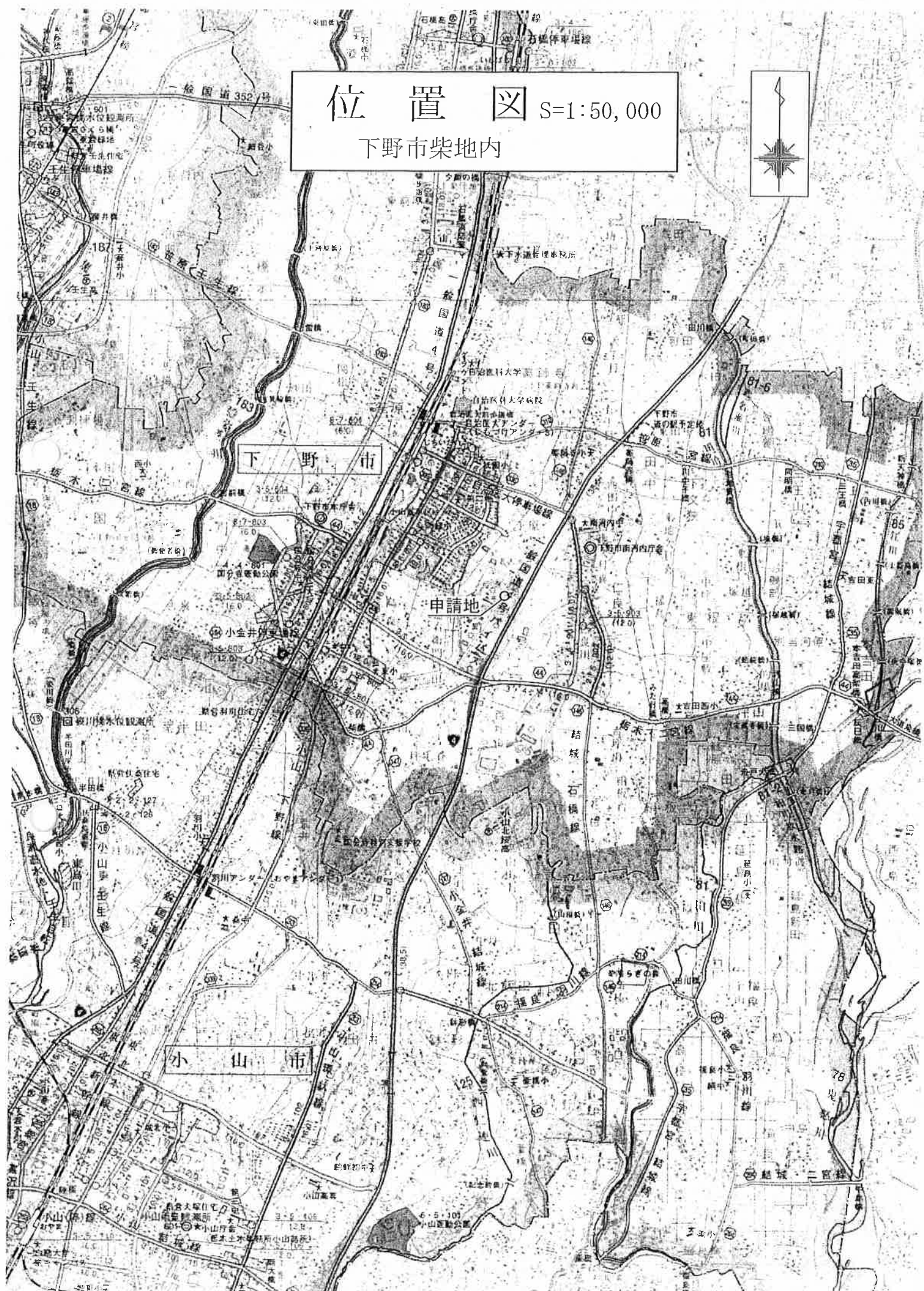




図 1.2.1 対象地の案内図

1.3. 調査実施機関

国際航業株式会社

土壌汚染対策法 指定調査機関指定番号：2008-8-1001

所在地：東京都府中市晴見町 2-24-1

TEL：042-307-7491

FAX：042-330-1044

1.4. 計量証明機関

(1) 特定有害物質

株式会社エオネックス

環境計量証明事業登録番号：石川県知事第 7 号（濃度）

所在地：石川県金沢市東蚊爪町 1 丁目 19 番地 4

TEL：076-238-1181

FAX：076-238-9781

表 8.2.1 (8) 第二種及び第三種特定有害物質を対象とした土壤公定法分析結果

分類	区画名	A2	A2	A2	A3	B1	汚染状態 に関する 基準
	区画枝番	7	8	9	1	7	
	試料名	A2-7	A2-8	A2-9	A3-1	B1-7	
土壤溶出量試験	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	六価クロム化合物 (mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.05以下
	シアン化合物 (mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.004	0.01以下
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	0.08未満	0.24	0.08未満	0.13	1.6	0.8以下
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
	シマジン (mg/L)	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
	チウラム (mg/L)	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
有機りん化合物 (mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと	
土壤含有量試験	カドミウム及びその化合物 (mg/kg)	15未満	15未満	15未満	15未満	17	150以下
	六価クロム化合物 (mg/kg)	25未満	25未満	25未満	25未満	25未満	250以下
	シアン化合物 (mg/kg)	5未満	5未満	5未満	5未満	5未満	50以下
	水銀及びその化合物 (mg/kg)	1.5未満	1.5未満	1.5未満	1.5未満	4.6	15以下
	セレン及びその化合物 (mg/kg)	15未満	15未満	15未満	15未満	15未満	150以下
	鉛及びその化合物 (mg/kg)	15未満	15未満	15未満	15未満	180	150以下
	砒素及びその化合物 (mg/kg)	15未満	15未満	15未満	15未満	15未満	150以下
	ふっ素及びその化合物 (mg/kg)	83	50未満	90	210	650	4000以下
	ほう素及びその化合物 (mg/kg)	50未満	50未満	50未満	50未満	50未満	4000以下

備考： は、基準超過を示す。

表 8.2.1 (9) 第二種及び第三種特定有害物質を対象とした土壤公定法分析結果

分類	区画名	B1	B2	B2	B2	B2	汚染状態 に関する 基準
	区画枝番	8	1	2	3	4	
	試料名	B1-8	B2-1	B2-2	B2-3	B2-4	
土壤溶出量試験	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	六価クロム化合物 (mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.05以下
	シアン化合物 (mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと
	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	0.16	0.81	0.31	0.08未満	0.08未満	0.8以下
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1未満	1以下
	シマジン (mg/L)	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
	チウラム (mg/L)	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
有機りん化合物 (mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出されないこと	
土壤含有量試験	カドミウム及びその化合物 (mg/kg)	15未満	15未満	15未満	15未満	15未満	150以下
	六価クロム化合物 (mg/kg)	25未満	25未満	25未満	25未満	25未満	250以下
	シアン化合物 (mg/kg)	5未満	5未満	5未満	5未満	5未満	50以下
	水銀及びその化合物 (mg/kg)	1.5未満	1.5未満	1.5未満	1.5未満	1.5未満	15以下
	セレン及びその化合物 (mg/kg)	15未満	15未満	15未満	15未満	15未満	150以下
	鉛及びその化合物 (mg/kg)	15未満	48	15未満	15未満	15未満	150以下
	砒素及びその化合物 (mg/kg)	15未満	15未満	15未満	15未満	15未満	150以下
	ふっ素及びその化合物 (mg/kg)	51	190	76	160	130	4000以下
	ほう素及びその化合物 (mg/kg)	50未満	50未満	50未満	50未満	50未満	4000以下

備考： は、基準超過を示す。

